

## 岡山浄水場浄化槽管理業務委託仕様書

本業務は、岡山県広域水道企業団岡山浄水場に設置している合併浄化槽の保守点検、維持管理業務を行い、機能を良好に保つための業務である。

### 1 契約の対象となる汚水処理施設

- |           |                            |
|-----------|----------------------------|
| (1) 所在地   | 岡山市東区寺山 650 (岡山浄水場)        |
| (2) 処理の対象 | 合併 (し尿及び雑排水)               |
| (3) 規模    | 80人槽 (16m <sup>3</sup> /日) |
| (4) 基数    | 1基                         |

### 2 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

### 3 業務内容

#### (1) 浄化槽保守点検作業 (月1回)

##### 1) 巡回の都度点検する業務。

- ①ポンプ類、破砕機、送風機などの電圧、電流、給油状況、異常音の有無、振動の有無、軸受の発熱の有無、運転時間など。
- ②スクリーンの状況、流入水量の状況、それに伴うスクリーンカスの場合外搬出作業。
- ③曝気槽混合液の色、臭気、水温、PH、DO等の状況、送风量、それに伴う返送汚泥量の調整。
- ④沈澱池におけるスカムや汚泥の浮上の有無、バッキ液の流入状況、越流セキの状況、汚泥の返送率、放流水の透視度、それに伴うスカム搔揚等の調整作業。
- ⑤消毒の状況 (残留塩素試験)、投薬の有無。

#### (2) 管理棟合併処理施設維持管理業務 (毎週1回)

1) 管理棟合併処理施設の維持管理業務とは、当該管理棟合併処理施設に対して行う次の業務をいう。

##### ①施設の正常な運転に関する業務。

##### ②施設の保全に関する業務。

- 各施設の損傷及び滅失を促進する要因を排除する。
- 各施設が最良の条件で稼働するのに必要な作業。
- その他施設の保全と軽微な修繕。

##### ③施設の点検及び調整に関する業務。

- 点検により判明した事項の処置及び故障の発生を未然に発見防止し、善後策をする作業。
- その他必要な事項。

④法令に基づく放流水の水質検査を行い、その試験結果を提出する。なお、その費用については、受託者が負担する。

##### ⑤処理施設に関する業務 (薬品等の注入)

- 処理水に適する薬品注入の業務。

○曝気槽内の汚泥濃度の監視、溶存酸素量の測定、操作。

○その他管理技術者の指示に従って特別に行う業務。

⑥清掃に関する業務。

○前処理槽他各設備が最良の条件下で稼働するために必要な清掃業務。

○管理棟合併処理施設周辺の清掃作業。

○スクリーンについては夾雑物及びスカムの場外搬出清掃。

2) 管理棟合併処理施設において次の事項については応急処理を施すとともに、状況ならびに原因を速やかに報告し、委託者と相談する。

①施設の修理、改良等の進言事項。

②不測の事故。

3) 施設については、委託者が計画的又は特別に修繕しようとする時はこれに協力しなければならない。

4) 諸施設の機能が一時又は、長期間停止する事故が生じた場合は速やかに報告しなければならない。

4 業務日時

具体的な点検作業日時は、平日午前8時30分～午後5時15分までの企業団職員の指定する日とする。

5 資格等

受託者は、浄化槽管理士の資格を有する技術者を派遣し、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従い第3項に定める浄化槽の保守点検を行い、良好に維持管理すること。

6 浄化槽の保守点検は「環境省関係浄化槽法施行規則」によること。

7 委託料の支払いについては、次のとおりとする。

(1) 管理棟合併処理施設維持管理業務のうち水質検査以外の業務については、前月に実施した業務にかかる委託料を受託者の請求に基づき毎月支払うものとする。

(2) 管理棟合併処理施設維持管理業務のうち水質検査の業務については、業務終了後受託者の請求に基づき支払うものとする。

(3) 管理棟浄化槽汚泥引抜作業については、業務終了後受託者の請求に基づき支払うものとする。

8 乙は、保守点検の結果を甲に報告するとともに、緊急に措置すべき必要がある場合は、すみやかにその指示を受けること。また、その他明示のない事項又は疑義を生じた事項は、企業団担当者の指示又は承認を得ること。

9 提出書類

- ・技術者名簿
- ・資格者証（写し）
- ・浄化槽保守点検記録票（毎月翌月10日までに提出）
- ・その他、委託者が指示した書類。